

答 申 書
(答 申 第 284 号)
平成 31 年 4 月 5 日

1 審査会の結論

北海道警察本部が警察官の氏名を非開示として、一部開示決定処分をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「平成 30 年 4 月 16 日に、開示請求者が北警察署に告訴状を提出したが受理されなかったことについて、警察官が受理しない理由を開示請求者に説明したことが記録されている「告訴事件等相談票」及び「告訴事件等不受理票」に記載されている開示請求者の個人情報」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、対象個人情報を開示請求者に係る「告訴事件等相談票」及び「告訴事件等不受理票」（平成 30 年 4 月 16 日受理）（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

実施機関は、本件個人情報に記録されている「警察官の氏名及び印影」が北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 16 条第 2 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 項 2 号情報」という。）に該当するとして平成 30 年 5 月 2 日付け道本捜 2（事）第 18 号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、警察官の氏の開示を求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2 項 2 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 2 項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第 2 号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を 5 つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から生じるものであるが、本号を適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関は、2 項 2 号情報に該当するとして非開示とした「警察官の氏名」について次のとおり主張する。

(ア) 本件処分で氏名を非開示とした警察官は、札幌方面北警察署刑事第二課知能犯係に配置されており、この警察官は、実際に特殊詐欺事件、贈収賄事件等の極めて秘匿性の高い捜査に従事している捜査員であり、その氏名を開示することにより、尾行や張り込みをはじめ、身分や捜査目的を秘匿した内偵捜査等の警察活動において、捜査員であることが捜査対象者に察知され、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(イ) また、警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、特に知能犯係の警察官は、特殊詐欺グループ等の犯罪捜査を捜査対象とする捜査員であることから、氏名を開示することにより捜査員が特定されることとなり、捜査対象者等から家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該捜査員やその家族

の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあり、この点においても当該捜査員である警察官の氏名は、2項2号情報に該当すると認められる。

(ウ) 請求人は、氏が明らかになっても、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動遂行に支障が生ずるおそれがあると認められないと主張し、本件処分で非開示とした警察官の氏名のうち、「氏」に限定して開示を求めているが、本件個人情報において、当該警察官が所属する警察署、課及び係の名称並びに階級を開示していることから、当該警察官の「氏」を開示するだけで、秘匿を要する警察活動に従事する捜査員が特定されることとなり、秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるほか、当該捜査員やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ これらの説明から、実施機関は当審査会に対し、本件非開示部分と捜査等の関係を具体的に示しており、本件非開示部分を開示した場合、犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれや当該捜査員やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

エ したがって、本件非開示部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることに相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、特定の個人の氏名を請求人が知っている場合は開示する例があるとして、特定の個人の氏名を開示した事例を示している。

イ しかし、請求人の主張する事例は、他の行政機関が他の法令に基づき、他の対象公文書に記載されている特定の個人の氏名を開示したものであり、本件とは直接関係のない事例であり、請求人の主張には理由がなく、条例の解釈適用を左右するものではないため、いずれも採用することができない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年9月6日	○ 諮問書の受理（諮問番号587） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
平成30年9月11日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成30年11月9日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成30年12月17日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成31年3月25日 （第98回全体会）	○ 答申案審議
平成31年4月5日	○ 答申